

姫路市入札参加資格制限基準

平成 25 年 3 月 25 日

最終改正 令和 5 年 3 月 17 日

姫路市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買等（以下「建設工事等」という。）について、競争入札を適正かつ円滑に行うため、入札参加資格制限の基準等を次のとおり定める。

（入札に参加させることができない者）

1 入札に参加させることができない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（期間を定めて入札に参加させない者）

2 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、それぞれ当該各号に定める期間、その者を入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 次のいずれかに該当したために、契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき 3 年

ア 設計図書に基づかない悪質な材料を故意に使用したとき。

イ 工事現場に搬入した検査済材料を許可なく故意に変更し、及び使用したとき。

ウ 工事用材料の調合を故意に粗悪にしたと認められるとき。

エ 発注したものの数量又は品質を不正に変更したとき。

オ 工事又は製造について著しい不正のあったとき。

カ その他これらに類する行為をしたとき。

- (2) 次のいずれかに該当したために、競争入札又はせり売りにおいて、その公正な

執行を妨げたと認められたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき 1年6月以上3年以内

ア 偽計又は威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴されたとき。

イ 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴されたとき。

ウ 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴されたとき。

エ その他アからウまでに類する行為をしたとき。

(3) 次のいずれかに該当したために、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき 1年6月以上3年以内

ア 落札者が契約書を作成することを妨げたとき。

イ 落札者が契約保証金を納付することを妨げたとき。

ウ 地域的な理由等で威力をもって契約者の工事着手を妨げたとき。

エ 正当な理由なく、工事箇所への進入道路その他敷地の使用等について工事の執行を妨げたとき。

オ その他これらに類する行為をしたとき。

(4) 次のいずれかに該当したために、契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたと認められるとき 1年6月以上3年以内

ア 監督員又は検査員に対し、脅迫を加え職務の執行を妨げたとき。

イ 監督員又は検査員に対し、暴力を加え職務の執行を妨げたとき。

ウ その他これらに類する行為をしたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったと認められたとき。

ア 入札に参加し、落札決定したにもかかわらず、正当な理由がなく、複数回契約の締結を拒んだとき 6月以上1年以内

イ 契約書の各相当規定に基づき、複数回契約を解除されたとき 1年以上2年以内

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき 1年6月以上3年以内

(7) 前各号の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき 前

各号において認定した期間の残期間

(情報の公表)

- 3 市長は、前項各号の規定に該当することにより期間を定めて入札に参加させないこととした者に関する情報を公表するものとする。

(下請等の不承認)

- 4 市長は、第2項各号の規定により入札に参加させないこととされた期間中の者（以下「入札参加資格制限期間中の者」という。）が本市と他の事業者が締結した契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認しないものとする。ただし、当該工事の特殊性等により、当該入札参加資格制限期間中の者に下請けし、又は受託することにやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日改正）

- 1 この基準は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の姫路市入札参加資格制限基準（以下「新基準」という。）第2項第1号の規定は、入札に参加しようとする者が施行日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの基準による改正前の姫路市入札参加資格制限基準第2項第1号に該当すると認められる者については、なお従前の例による。
- 3 新基準第2項第6号の規定は、入札に参加しようとする者が施行日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用する。

附 則（令和5年3月17日改正）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。